

第3回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会 議 事 録

平成28年9月26日（月）

	第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	平成28年9月26日(月)午後2時～午後3時45分	
場所	杉並区役所 分庁舎4階 会議室(A・B)	
出席者	委員	高見澤、小笠原、幸田、正木、松枝、大橋、鈴木
	条例第13条による出席者	中野徹(警視庁高井戸警察署) 河野俊義(東京消防庁荻窪消防署)
	説明員(区)	土木担当部長 狭あい道路整備担当課長 副参事(特命事項担当) 建築課長 土木管理課長 まちづくり推進課長
傍聴	なし	
配布資料	事前	資料1 重点整備路線の選定基準(案)[修正版] 資料2 重点整備路線の取り組み (参考資料) 区が助成する項目と助成金額
	当日	資料3 重点整備路線候補 調書(候補①～④) 資料4 重点整備路線候補 資料(候補①～③) 資料5 重点整備路線候補 資料(候補④)
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員挨拶 4 議事 重点整備路線の選定について 5 その他 ・次回の審議会日程調整 6 閉会	狭あい道路整備担当課長 土木担当部長 進行:狭あい道路整備担当課長 進行:会長 狭あい道路整備担当課長 会長

第3回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備担当課長 それでは、皆さんおそろいになりましたので、平成 28 年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の開催に先立ちまして、私のほうから事務的なご連絡をさせていただきたいと思います。

まずは先日は現地視察、お忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございました。また、本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに警視庁の人事異動によりまして、平成 28 年 9 月 5 日付で杉並警察署の交通課長、江口様が異動されまして、後任に同日付で杉並警察署交通課長として大橋聡毅様が着任されました。新たに委員について着任をお願いしましたところ、快くお引き受けいただきましたので、3回目の協議会に先立ちまして、委員の委嘱を行わせていただきたいと思います。本来であれば、区長が直接委嘱状をお渡しするところでございますけれども、公務のため欠席ということでございまして、代理として土木担当部長吉野より委嘱状をお渡ししたいと思います。お席の前まで参りますので、お待ちください。

では、大橋聡毅様。

土木担当部長 狭あい道路の拡幅に関する協議会委員を委嘱します。よろしく願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 どうぞよろしく願いいたします。それでは、一言ご挨拶をいただいてよろしいでしょうか。

委員 皆さん、こんにちは。ご紹介をいただきました、杉並警察署交通課長の大橋と申します。9月5日付で江口課長の後を受けて着任をいたしました。前任は西多摩の福生警察署というところで交通課長をやっておりました。江口課長同様、一生懸命頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。

本日の協議会でございますけれども、協議会委員7名全員ご出席いただいておりますので、会議は有効に成立をしております。また、前回条例第13条による委員以外の出席として、高井戸警察署交通課長代理 中野徹様、それから、荻窪消防署警防課長 河野俊義様にもご出席をいただいております。後ほど関係する事案についてご意見をいただくなどいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一言ずつご挨拶をいただければと思います。まず、高井戸警察署交通課長代理 中野徹様、よろしくお願いいたします。

高井戸警察署 失礼いたします。皆さん、こんにちは。高井戸警察署の交通課長代理をしております、中野と申します。

私は、現在は交通課長代理ということで仕事をさせていただいております。高井戸警察には今年の2月に着任いたしました。その前は港区の高輪警察署というところで交通規制の係長をしておりました。こういった協議に参加させていただく機会は今までもありましたので、これからも引き続きよろしくお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。

続きまして、荻窪消防署警防課長 河野俊義様、よろしくお願いいたします。

荻窪消防署 皆さん、こんにちは。荻窪消防署の河野と申します。

消防としては道が広がることは非常にありがたいことだと思っております。以前は中央区のほうの消防署にいたのですけれども、やはり杉並区は、細くて真っ直ぐ抜けていない道が多いとも思っておりますので、ぜひとも活動に便のいい道路ができればと思っております。ただ、個別にこれが邪魔、あれが邪魔とはなかなか言いづらいところもありますので、大枠で意見を述べさせていただければと思います。お願いします。

狭あい道路整備担当課長 ありがとうございます。

続きまして、区側の職員が新たに加わりましたので、私のほうからご紹介をさせていただきます。

まず、土木管理課長 阿部吉成でございます。

土木管理課長 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 続きまして、まちづくり推進課長の河原聡でございます。

まちづくり推進課長 河原でございます。よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 本日の案件につきましては、後ほど私含めて関係課長のほうからご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会長、協議会の開会をよろしくお願いいたします。

会長 どうもお忙しいところ、皆さんありがとうございます。平成28年度第3回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会させていただきます。

前回、狭あい道路の具体例をつぶさに、視察していただきました。それでもやっぱり狭い道を走ったりするのはなかなか大変だなということも実感いたし

ました。それも思い起こしていただきながら、今日の審議を進めていただきた
いと思います。

傍聴については、

狭あい道路整備担当課長 傍聴はございません。

会 長 それでは、傍聴なしということでございます。

それから、今日の議事録の署名で、順番ということで〇〇委員にお願いした
いと思います。

それでは、今日の進行を式次第に基づいてお願いいたします。

狭あい道路整備担当課長 それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。席上配付の分を含めまして、次第
と資料1としまして「重点整備路線の選定基準」。それから資料2としまして
「重点整備路線の取り組み」、A4、1枚です。資料2につきましては、参考
資料をつけておりますので、A4が2枚になっております。

資料3といたしまして「重点整備路線候補 調書」。資料4といたしまして、
重点整備路線候補の資料ということで、候補①から③についての資料になって
ございます。資料5につきましては、候補④についての資料になってございま
す。

それから新しい委員名簿を、A4、1枚と、前回、第2回目の協議会の議事
録をお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは本日の進め方でございますが、まず前回お配りした重点整備路線の
選定基準案修正版と、現地を視察いただきました重点整備路線につきまして、
答申に向けたご議論をしていただければと思います。

次回第4回で意見を集約していただければと、考えておるところでございま
す。その後、答申案をまとめていただきたいと考えておりますので、どうぞよ
ろしくお願いいたします。

会 長 今日は中身を十分意見いただくことで、答申の決定は次のときに、というふ
うに承知すればよろしいですね。

狭あい道路整備担当課長 はい。

会 長 では、ご説明よろしく申し上げます。

狭あい道路整備担当課長 それではお配りした資料に基づいて、まずご説明をさせていただきたいと
思います。

まず資料1でございますが、重点整備路線の選定基準の案でございます。こ

ちらについては、前回2回目のときにお配りしたものと変わりはありません。

この重点整備路線の選定基準につきましては、基本的には今後の指定の基準ということで考えているものでございます。

今回につきましては、最初の重点整備路線の指定ということで、4路線程度の指定を考えているところでございます。その路線の進捗状況などを見まして、今後重点整備路線については追加をしていくというようなことで考えているところでございます。

続いて、資料2でございます。「重点整備路線の取り組み」ということで、これまで何回かご説明をさせていただいたところではございますが、改めてお配りをいたしました。

まず「1. 区内全域と重点整備路線との取り組み」ということで、取り組みの違いをこちらでお示ししてございます。まず助成金につきましては、区内全域は、門又は塀等の除去費ということで、メートル当たり5,000円となっております。こちらは築造に関する助成はございません。重点整備路線につきましては、除却費については全額助成するとなっております。なおかつ築造費についても、最大メートル当たり85,000円ということで、ほかの地区と比べて手厚い助成を行っているところでございます。

拡幅整備につきましては、区内全域では窓口による相談、申請の手続となっております。重点整備路線については、区の職員が現場に出向いて実際にそのお宅にお話をし、拡幅に協力いただくというような形にしております。

支障物件につきましては、区内全域については狭あい道路整備担当課、それから建築部門合同によるパトロール、また関係機関との合同パトロールを想定しております。重点整備路線は、そのようなパトロール体制で頻度を増して実施をしていくということで、考えているところでございます。

続いて2番目「支障物件について」ということで、こちらもこれまで何回かお話をさせていただいたかと思いますが、「避難・通行の支障となる物で、容易に移動できないもの」ということで考えております。代表例としては、花壇、プランター、自動販売機、それから自動車も支障物件として考えているところでございます。

その他の支障物件となる場合ということで、小さな植木鉢については、1個1個は簡単に動かせるけれども、それが大量に置かれている場合は容易には移動できないであろうということで、こちらも支障物件として考えております。

続いて、先日の現地視察でもご覧いただいたところでございますけれども、樹木です。「地域のシンボルであったり、撤去に支障がある場合には検討が必要」ということで、公共の福祉として通行の確保という点もございしますが、一方で緑化、景観の確保というようなところもありますので、そのような公共の福祉が対立する場合にその扱いをどうするかということで、こちらの協議会のほうでご検討いただきたいと思いますと考えているところです。

「参考資料」といたしまして、もう1枚A4（の資料）をつけておりますが、こちらについては先ほどの助成の内容をもう少し細かくお示したところでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして資料3「重点整備路線候補」ということで、各候補路線について、概要の説明と地図、写真を加えたものです。適宜ご覧いただければと思います。

重点整備路線につきましては、先ほどお話ししましたけれども、今回初めて指定するというところもございしますので、路線数としては4路線程度ということで考えております。なおかつ先ほどの選定基準の中から複数、あまり偏りのないように幾つかばらけた形でのケースを想定しているというところでございます。

まずは狭い道路の多いところということで、東京都「防災都市づくり（推進）計画」にある整備地域からの選定、それから緊急輸送道路に接続する道路からの選定、それから地域の防災まちづくりに寄与するものからの選定ということで、そういったものを含めまして4路線、こちらから提案をさせていただいているところでございます。

続いて、資料4をご覧ください。それぞれの重点整備路線の候補地につきましてもう少し詳しい説明資料をご用意いたしました。

資料4の1ページ目、A3の1枚目をご覧ください。「重点整備路線候補」と四角書きで右上にある資料です。こちらにつきましては、幅員4メートル以上の道路は緑色、いわゆる2項道路は焦げ茶色で示したものになっております。

①につきましては、4メートルの南北の道路をつなぐ2項道路という形になっております。

②につきましては、東からの4メートル以上ある道路を西側の緊急輸送道路につなげる道路です。

③につきましては、こちらも4メートル道路を南北につなぐ道路となっております。特に区内、南北の道路につきましては、脆弱な部分がございますので、

そういった部分を強化するため南北につながる道路というところを挙げているところでは。

続いて、その資料の2枚目をご覧ください。今のお話を踏まえまして、もう少し道路の幅員について注目した資料となっております。

先ほどと同じように緑色のものが4メートル以上の道路、青色が3.6から4メートル未満、ピンク色が2.7から3.6メートル、赤色が2.7メートル未満ということで、それぞれの幅員に応じた色分けをしているものでございます。

そういったところで、「阿佐谷南1丁目」の部分の点線で囲われたところ、こちら候補路線①になりますが、ほかの南北をつなぐ道路に比べまして幅員が狭い道路だということがわかるかと思えます。そのため、拡幅の効果が高いところということで①を選んでいるというところでは。

続いて、地図の北のほう「阿佐谷北4丁目」と書いてあるところの点線、候補路線③になります。③についても同様に、南北をつなぐ道路のうちピンク、それから赤が多く入っているところということで、4メートルの道を南北につながる道路のうち、特に幅員の狭い道路というところがご覧いただけるかと思えます。

候補路線②につきましては、こちらは私道ということもありまして、この地図には反映されておられません。

続いて、次のページをご覧ください。候補路線②、駅前の道路の資料になります。こちらにつきましては、大規模集客施設ということで、おおむね100人以上の集客施設を地図に落とししたものになってございます。

先ほどもお話ししましたように、東から西に抜ける道路として特に狭いところ、なおかつ集客施設の多いところ、なおかつ駅前でございますので人通りの多いところという路線になっております。

先ほどからお話ししておりますとおり、特に避難を想定しまして、東側の4メートル以上の道路から西側の中杉通り、緊急輸送道路に通り抜けるのを確保するために拡幅が必要な道路としております。

続いて、資料5をご覧ください。資料5につきましては、久我山方面の資料になってございます。

A3の資料1枚目につきましては、茶色が2項道路、緑色が4メートル以上の道路ということで、東西南北について茶色の狭い道路がございませぬけれども、特に地図の東側「都市計画高井戸公園」として整備中ですが、企業グラウ

ンド等として使われていたところでございます。こちらが広域避難場所であり
ますので、そちらに抜ける道路と、避難通路の確保というような形で、特に東
西の道路について今回候補として挙げているところでございます。

2枚目以降、これまでの委員の皆さんの選定項目2の「地域のまちづくりに
寄与する道路」に関するご議論の中で、まちづくりとしての位置づけ等、ほか
のまちづくりと比べてどうなのだというお話がありましたので、特にこ
の久我山のまちづくりを含めまして、資料をおつけしたところでございます。
こちらの資料につきましては、まちづくり推進課長のほうからご説明をさせて
いただきたいと思います。

まちづくり推進課長 では、玉川上水・放射5号線周辺地区のまちづくりにつきまして、若干ご
説明をさせていただきます。座ったままで失礼いたします。

本日ご用意した資料で、A3の横の資料ですが、まちづくり計画の概要とい
う資料がございますので、こちらに基づきましてご説明をさせていただきます。

このまちづくりについては、東京都が整備を行います放射第5号線という都
市計画道路がございます。この整備に伴いまして、その沿道周辺地区での様々
な課題に対応するために、まちづくりを進めてきたという経過でございます。

こちらの資料にございますとおり、まちづくり計画につきましては地域住民
主体のまちづくり協議会で様々ご議論をいただき、「まちづくり構想」として
ご提案をいただきました。区では昨年1月から意見交換会など地元の皆様方の
意見を伺いながら、杉並区まちづくり基本方針などの各種方針や行政計画を基
本にまちづくり計画を策定いたしました。

まちづくり計画の内容、位置づけでございますけれども、計画区域の現状や
課題を踏まえつつ、地区の将来像やまちづくりの方針、具体的な手法を提示す
るというものでございます。

この資料の上の右側でございますけれども、「まちづくり計画の考え方」と
いうところがございますけれども、まちづくり計画の対象区域の中で様々課題
があるわけですが、土地利用あるいは緑化、景観など様々な課題があるわけ
ですが、この中でやはり狭い生活道路の解消ということは、地域からの様々
なご提案などを踏まえて重要な課題と位置づけたところがございます。

そして資料の下の方に「まちづくり計画の対象区域とゾーン分け」とござい
ます。この区域の真ん中に放射5号線ということで、都市計画道路が新たに整
備をされるわけでございますけれども、この沿道周辺でこうした区域の課題に

対応したまちづくりを進めるために、この計画をつくるという考え方でございます。

都市計画道路の後背地である「一般住宅地ゾーン」については、狭あい道路が存在をするということで、とりわけこの区域の青い線の北側部分の道路が、これまでの地域のご議論の中でも課題路線として挙げられていたというところでございます。

それを踏まえた「まちづくり計画の構成」ということですが、区域のまちの将来像やまちづくりの目標像を示しつつ、計画の具体的な手法を示してございます。

この中で、赤でくくってありますけれども、まちづくりの方針の1つとして「安全・安心」を掲げておりまして、この中で狭あいな道路の整備促進をうたっているところでございます。

そしてこの計画の具体化の方法として、1つは地区計画という都市計画の制度を活用いたしますが、区の制度、あるいは事業も活用しながら、この実現を目指すという考えでございます。

それから1枚おめくりいただきまして、この策定に当たりまして、狭あい道路の整備促進をなぜ位置づけたかという背景でございます。これまでの検討の段階に沿って、主な意見をまとめてございます。

まず、先ほど申し上げましたとおり、このまちづくりにつきましては地元のまちづくり協議会で約2年半、27回にわたる議論をいただきまして、「まちづくり構想」を杉並区に提案を受けてございます。

この中で、狭あい道路の拡幅整備につきましては、やはり幅員4メートル未満の狭あい道路について、4メートルの幅を有する道路となるように整備を進めてもらいたいということ、とりわけこの拡幅を進めるために区はより積極的に対応してほしいというようなご提案がなされたというところでございます。

これらを踏まえて、平成27年の1月からこのまちづくり計画等の策定に向けた具体的な検討に着手したところでございますが、その中で意見交換会やオープンハウスという形で地域住民の方々のご意見を伺う中で、こちらにございますけれども、「狭あい道路の拡幅整備をどのように進めていくのか、具体的に説明をしてもらいたい」というようなことでありますとか、やはり「救急車が通れないような道路もあるので、スピーディーに狭あい道路の整備を進めてもらいたい」というご意見などが得られたというところでございます。

また、このまちづくり計画の策定に当たりましては、その素案などの段階で杉並区都市計画審議会にもご報告を申し上げます。その中で、有識者の皆様方からも「狭あい道路については重点的に整備を進める路線を明示するべきだ」というようなご意見、また、「狭あい道路の拡幅整備については、この検討地域だけではなくて広域的に考えるべきである」というような強いご意見をいただいたというところでございます。

こうしたことを踏まえまして、今年6月に策定した玉川上水・放射5号線（久我山地区）まちづくり計画では、まちづくりのテーマの1つに「安全・安心」を掲げまして、その取り組みの基本的な方向性として、狭あい道路の拡幅と安全な歩行空間の確保を挙げてございます。

その上で取り組みの方向性として、重点的に整備する路線の選定など、安全や防災性向上の観点からこの道路整備を推進するとしております。

また、具体的な取り組みという部分では、改正後の「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」の施行を視野に、重点的に整備する路線を選定するということ。また、その地域住民等に丁寧に説明をするとともに、戸別訪問を行って事業内容を周知するなど、拡幅整備の協力を求めるということなどが記載をされているところでございます。

なお、この区の行政計画であるまちづくり計画とあわせて、現在都市計画と一緒に地区計画を策定中でございますが、こちらのほうにも目標として「身近な生活道路環境が向上し、災害に対応できる安心して住めるまち」の形成を掲げてございます。

それで先週もこの地区計画の原案の説明会がございましたが、その際もやはりいわゆる支障物件等の整備について、区として積極的に進めてもらいたいというご意見をいただいたというところでございます。

それから最後の3枚目の資料ですけれども、これは杉並区内における地区計画の策定状況を示したものでございます。現在杉並区では、10カ所の地区計画が指定された地区がございます。それで、現在はこの図の左下のほうになりますけれども、玉川上水・放射5号線周辺地区の地区計画を現在策定中というところでございますけれども、これらの地区計画の中で、やはり今回狭あい道路整備をうたったのは、今回の地区計画が最初であるというふうな状況でございます。

簡単ですが、私のほうからは以上です。

狭あい道路整備担当課長 資料に関する説明については以上になりますので、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

それぞれの情報が濃いので、多少初歩的な質問も出るかもしれませんが、逆に直観的な印象をお話しいただくのもよろしいかと思えます。基本的には具体に見せていただいたものをたどりながら、意見交換するほうがしやすいような気がしますので、候補路線①、②、③、④と重なる質問も当然あってよろしいかと思えます。

会 長 それで最初に1つだけ伺いますけれども、阿佐ヶ谷駅前ということは候補路線②でしたっけ。

狭あい道路整備担当課長 はい。

会 長 あれは私道なので、そもそも杉並区の狭あい道路は5割ぐらいで公道と私道があるのです。

狭あい道路整備担当課長 2項道路につきましては、区道 191 キロメートルに対して私道が 141 キロ
です。

会 長 6割、4割とか、そんな感じですね。それで公道の場合に承知して拡幅してもらおうと、それは公共に基本的に寄附してもらって、公道の土地にしていくということでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 公道の拡幅につきましては、ご寄附の申し出があれば寄附を受けるということで、必ず区道だからといって、拡幅したときにその土地を区のほうに提供しないとイケないということはないです。

会 長 そうですか。では、私道と基本的に同じと。税は減免されて。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。そういった意味では区道、私道は、大きくは変わらないです。

副参事 補足させていただきますと、公道の場合は道路法をもって管理をするということで、ご寄附いただけない場合は道路法で管理していいですよという無償使用承諾をいただいて、道路法をもって管理をするという形にしております。私道の場合は、あくまでも拡幅の整備は区でいたしますけれども、管理は区ではいたしません、という形になります。

会 長 整備というのは補修するとか。

副参事 道路を拡げる工事ということです。

会 長 それでそれがまた傷んできたら、直してあげるというところまではやるけれども。

副参事 そうですね。別に私道として、舗装助成というのがございまして、これは100%区の助成金でやっておりますので。

会 長 そうすると、逆に言うと管理というのは。

副参事 私道の場合は、管理は地主の方、地域の方にしていただく。管理というのは、構造上の補修はいたしますけれども、例えばそこで何か起きたと。転んだとかそういう場合も含めて、その管理はしていないということです。ですから、清掃とかそういうこともしていないということです。

会 長 区の道路ですと、転んだ原因が穴ぼこがあったとって訴えられると区が受けなければいけないけれども、私道で転んで訴えられるのは個人、その所有者であると。そういう理解でいいのですかね。

副参事 そうですね。

会 長 基本的にはこの重点整備路線が公道であるか私道であるかというのは結果であって、そこからスタートしなくてもよろしいということですね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。基本的にはやっぱり公道からという考えはありますけれども、それにとらわれずということで、挙げているところでございます。

狭あい道路整備担当課長 今回の候補路線は4路線のうち3路線が公道で、1路線が私道です。

会 長 商店街の路線が私道ですね。

狭あい道路整備担当課長 はい。私道ということです。

会 長 わかりました。

どうぞ候補路線①、②、③という順序を頭に入れながらも、共通した話題も含めてご発言願えればと思います。質問も結構です。

選定基準は前回、1回目でいろいろ議論があったけれども、具体的なものを見せていただきながら、あんまりこれに優先順位つけるとかそんなことを無理にしなくても、ほぼこれのどれとどれ、というような位置づけができれば、よろしいのではないかと、2回目のとき議論がありました。

そういうことも踏まえて事務局にお願いしたいのは、今両課長が説明されたような、この路線はこういうことで通り抜けでこうだとか、南北でどうだとか東西でどうだとか、候補として選ばれた理由を箇条書き的につくっておいていただくと、将来住民にご説明になるときも、そういう材料がいわば共通項として区の側にもおありになるほうがいいような気がしますよね。この選定基準と路線の説明だけだとどういう位置づけなのかがわからないけれども、地図を見てお話を聞いたら、なるほどなと思いました。

狭あい道路整備担当課長 今回の資料を含めて、それを1枚にまとめてわかりやすくした資料を、次回にはご用意をさせていただきたいと思います。

会 長 そうしていただけるといいですね。そうすれば最終答申のときも、答申の中に入れなくても答申附属の資料というような形でつければ、必要に応じて読んでいただけますしね。そういった、次回に向けてどんな資料を補強してほしいというようなご要請も含めて、発言していただければと思います。

委 員 今回の候補4つのうちの候補路線①、③、④と②はちょっと性格が確かに違うところがあって、それぞれ選定をされた理由についてはその選定基準、これを適用しましたというのと、選定をした理由というのが資料として整理をさせていただいているわけですけれども、会長から、説明があった内容を記録として残してほしいというご要請があったのですが、その要点は今の選定理由の中にもう明示的に書いていただくと、結構それで足りるところも出てくるのかなという気がします。特に選定理由をかなり具体的に書いていただいたほうが良いと思っております。

形の上で気になったことは、候補の②番なのですけれども、現地見ても非常に気になるのですけれども、やっぱり道路と建物の関係が極めてぎりぎり競っている状態というのか、そういう感じがどうしてもあるところなので、道路側での条件と建築の条件の整理を上手に説明しないと、②のところは何かすごくややこしい感じがどうしてもする。

会 長 すぐ建物下がれと言っているのか、という誤解もありますね。

委 員 ええ、そこらのところがね。建物下がらなくてもいいのか、やっぱり下がらないと2項道路として完結をしないというふうに言い切ってしまうのかというあたりが、実は建築行政側のほうに何かつきつけられるような感じが非常にしたものですから、そこを建築側でどんなふう理解するかというあたりが、②番については実は理由の説明が一番やっかいだとか、嫌なところだと思うのですけれどもね。

必要性みたいものは重々わかるところなのだけれども、狭あい道路としてどこまで言わなければならないのか、あるいは言えるのかというあたりが大変気になるところで、建築側でどんなふうに見るかなというあたりを、どこまでここで選定理由として書けるのかというのが、何とも悩ましいという感じがいたしますが。

副参事 ○○委員には前回もご指摘いただきまして、この路線、確かに狭あい道路と

いう視点だけでは、狭あい道路で後退していない建物が多いというか、建築基準法上の課題のある建物が多いという状況にあるのは確かでございます。

この条例を改正していくに当たりまして、建築基準法に2項道路の後退用地を道路として使えるという、使うというような義務づける規定が定められていないということが問題だったと、先の審議会でもお話はあったと思います。実際建築基準法が施行されて70年近くたつにも関わらず、2項道路の多くが広がっていないというこの状況があるという課題意識がございました。

条例について、後退用地の支障物件の禁止の規定を設けるということは、建築基準法の不備を補うものでもあるという考え方もありまして、後退用地の確保を取り組む際には、こういう違反建築物に対しても積極的に臨んでいくという姿勢は必要ではないかというのは、これは区の政策的な考えではございますけれども、このため今回重点整備路線の整備をするときに、重点整備路線に指定した場合には、建築部署と私ども土木道路部署と連携してパトロールをしていくのだとか、指導していくのだというところが、これは私どもが考えているところでございます。ある意味モデル的、リーディングケース的な意味合いも実は考えているというのが、提案させていただいた理由の1つでございます。

会 長

また先走ってしまうけれども、そうすると答申のどこかには、ぜひ道路部隊と建築部隊と一緒に臨んでいただきたい、というようなことを書くということではありますね。建築課長、その辺いかがですか。

建築課長

やはり〇〇委員ご指摘のとおり、その路線の②について、建物自体やはり2項道路に当たっているケースがございます。

ただ、今回せつかくの機会と言ったらおかしいのですけれども、改善していくというのはやっぱりそれはやっていかなければいけないことなのではないのかなと。そういった意味で、建物が当たっているからこそ、と言ったらおかしいのですけれども、それも含めて2項の問題というのを正面からぶつかっていかざるを得ないのかなというふうには思っております。

会 長

確認しますけれども、あの建物はいわゆる既存不適格ではなくて、完全な違反建築ですね。

建築課長

概ねそうです。

会 長

なぜあのような違反建築が30年前、50年前起きてしまったのかというと、東京都が確認をやっていた時代に。

建築課長

多分その可能性が高いと思います。

会 長 　　いずれにしても図面上は正しくても違法に建ててしまったりして、今の時代だったら検査をきちっとやるから、建つ途中で必ず指摘して是正させるけれども、特に都庁が 23 区全部見ていた時代は、人手がそんなにいるわけではないから、多分個々にまで見ていられないので、ああいうものができてしまっていたというふうに僕は理解しているのですけれども、正確かどうかわかりませんが、ただ、いずれにしても既存不適格建築というものではなくて、違反建築そのものだという理解でよろしいですね。

建築課長 　　はい。やはり新しく建った部分については、やっぱりそれは道路後退をちゃんと、手前の建物はやはりきちんと下がって、少しずつは改善されているのですけれども。

会 長 　　なるほどね。それ先々、区の方が現場に入られるときに、どういう順序でものを言っていくかというのが、我々建築側としてはかなり大変そうだなと思いますよね。

委 員 　　ここは狭あい道路の協議会でしょう。今の建築基準法違反の建物をどうするのかというのは、どちらかというと建築審査会マターとかというふうなことになるので、ここの場であんまり強く言うというのは、役所の所管の違うところに対する領土を超えてものを言うことになるのかなというのが非常に気が重いところですので、その辺の、行政側としての覚悟のくくり方みたいなもの。そういう意味では審査会とか、いろいろご関係になっている先生方でこういう建築基準法違反みたいなところを、こういうところでどんなふうに扱えるかというのは、多分この条例つくるときもいろんな権利義務関係、かなり精査をされたのだとは思っただけけれど、建築基準法の違法の取り扱いというのは、実は行政側から手出しできないというのか、手出ししないというのか、そんなような感じがあって、訴えられると取り上げるけれども、そういうふうなものが出てこない限りなかなか取り上げられるチャンスがない。建物が滅失するまでじっと我慢して待っているしかないという性格のように、建築屋としては何となくそんな置かれた状況を理解しているのですけれども、それがこの狭あい道路の中で扱うには、熱くて触りたくない路線だなというのが、私自身はそんなふうな気がしているところでもありますので。これを所管されるお立場でどう考えるかということと、もう一方、お隣の建築行政の側でどうお考えになるかということで、ちょっと何かあんまり熱いのを拾い過ぎたのではないかなとは思っていますが。

委員

よろしいですか。私も狭あい道路整備担当課長には前申し上げたのですけれど、ここの協議会というのは、狭あい道路を最終的には拡幅することを目的とする、そのためにこの重点整備というのをするわけですよね。

この候補路線②の部分を重点整備路線と仮に認定してみても、支障物件としてはあんまりないのですね。建物を除いて看板が出ているとか、プランターがあるとか自動販売機があるとか、そういうような状況はあまり見られなかったのですね。

となると、ではここを重点整備路線に仮に指定して、では我々として何ができるのかなど。結局このパトロールの実施ぐらいしかないのかなとか思って。

そうだとすると、重点整備しなければいけない場所というのは、もしももっともたくさんほかにもあって、そこもやらなければいけない、ここもやらなければいけないというときに、やっぱりやってみて、指定してみても、少しでも成果が上がるようなところを重点的にやったほうがいいのかなどという気がしているのです。そうするとこの②というのは、仮にここを指定したとしても、何か1年たっても10年たっても変わらないのではないかなど。

今、〇〇委員がおっしゃるように、要するに建物を壊さなければ道路が拡がらないのであって、といって「建物を壊せ」ということはなかなか言えないという状況の中で、何か指定する意味というか、効果が乏しいのではないかなど。

限られた予算と人材の中でやるわけだから、成果が上がるようなところをむしろ重点的にやったほうがいいのかなどではないのかなと思ひまして、②というのは外してもいいのかなというふうには思ひました。

委員

これ支障物件というのは、この②の場合にはどういうものを一応想定されているのでしょうか。今のこの写真でいうと。

狭あい道路整備担当課長 資料3の重点整備路線候補②の資料をご覧いただきたいと思います。②の2枚目以降に写真がございますので、そちらを見ていただくと、例えば①の写真であれば、車止めというのですか、黄色い多分「駐車禁止」とかというふうにして書いてあるものですか、ちょっと写真ではわかりにくいのですが、②、③の写真ご覧いただくと、花壇が置かれていたりですか、そういったところで支障物件としてはありますが、その支障物件を例えば撤去されたとしても、先ほど委員からお話があるとおり、建物自体がもう2項道路の中に建ってしまっているところもありますので、その点については所有者の方に粘り強くお話をし、建物をさすがに壊せというお話はできませんが、建て替える際に

は。

委員

でも違法建築物だから、できなくはないわけですよ。いや、私はできないと考えることがおかしいと思うのですよ。だから私は、②はぜひ選定すべきだという意見です。それは、1つはここに支障物件が今言われたのもあるし、上のほうだってあれですよ。軒先についている看板だって、これ支障物件ですよ。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。

委員

いや、消防車両が入るということで考えてみた場合に、やっぱりこれ出張っていますので、これは壊さなければいけないですよ。

いずれにしても、段階を踏んでやっていくということでこの条例は考えているので、支障物件が今あるわけですし、必要性が高いところは指定して、先ほど建築課長が言われたように、次の段階に行くステップとしてやはりそこには話をしていくと。違法建築物だから言えないというのは、行政としてはちょっとおかしいので、「違法建築物だから壊せ」ときちんと言うということを、考えるべきだと思います。その上でやはりなかなかそこまではすぐはできないから、と次のステップに行くという話なので、今これを指定しないと、これはいつまでたってもおっしゃるように10年、20年そのままになるので、これはぜひ選定すべきだということが1つですね。

ただ私は、もう1つは個人の住宅ではなくて、商店街でそういう違法建築物というのはほかにあるのかどうかというのをちょっと知りたいのです。だから、結局比較した場合にここが非常に悪質だから恐らく指定しようとしていると思うので、ほかのところで、商店街でそれに準ずるところがあれば。

会長

例えば高円寺にあるではないかとか、そういう具体的な。

委員

そうそう。それで、だからそこよりここはこんなにひどいのだよということ言うのは、行政として非常に意味があるので。だからこれは私はぜひ選定すべきだという意見です。

委員

私、最初「非常に熱いを選びすぎているのではないか」と申し上げたのは、狭あい道路という側からいうとちょっと難しい内容だなという言い方をしたわけですけども、一方、委員がおっしゃった違反建築に対して凜とした臨み方をするというのは、建築行政の側からいったら当然やるべきことであって、それをその建物が滅失するまでじっと我慢だよという建築行政のあり方がいいというふうには私も言えないと思っておりまして、そういう意味で、これを選ん

でお話に行くことによって、違反建築に対してとにかく行政が語りかけるというきっかけをつくるという意味では、非常にチャレンジャブルな案件であって、そういう覚悟で臨んでいただくのだと。

委員

ただ、先ほどの課長のお話だと、やっぱりそういうところも含めて、それはここでの話ではないのですけれども、そういうものを思っているということであれば、狭あい道路としての支障物件があるわけですから、当然これを選定しないと、行政としても先の見通しが立てられないというか、そういうのがあれば止まって放っておくという話になるので、行政の姿勢が問われると思うのですよね。これは絶対に選定しないとイケないと思います、私は。

ただ、そこは覚悟を持ってやっていくという、それを前提にしてやっていく、ここは狭あい道路の話として議論して決めるべきだと思うので、私は賛成します。

そうでなければ変えられませんよ。そうしないと、狭あい道路もそのまま残るといことになるので、それははっきり言って論理的におかしいです。

会長

〇〇委員からも発言があれば。これに限って、今日結論出す必要はないのですけれども、それぞれのご意見を伺っておいたほうが。

委員

そうですね。私は最初見たときの印象だと、〇〇委員がおっしゃっておられるように、支障物件を除くことによって現状として道が開かれて、拡幅してできる空間の広さというのが、あまり大きな効果があるようには思えなかったもので、それより優先すべきものがあるのではないかなというのは、現地を見させていただいたときの率直な印象としては持っていました。特にすごく長くて、候補路線①番とか③番とか、長距離にわたってなおかつ明らかにもう細いと、これでは緊急車両全く入れなくて、本当に緊急事態のときに人命を損なう可能性が非常に高いのではないかということが明らかにみえるのではないかなと思っていましたので、時間も多分費用もすごくかかると思うので、まずはそういうものをやっていくということなのかなというふうには思っていました。

それで、ただ確かに委員が今おっしゃったように、行政庁としての覚悟を見せるというのは確かに非常に重要なことですし、多分ここに置かれている人たちは明らかにわかっている、こうやっているのですよね。それで何も言われないうか。それで多分支障物件で、これ1回どかしてもまた置くのではないかなという気がしないでもないのですよね。なので、確かに圧力をかけていって、後ろに下げさせるということは重要なのだろうというのは、確かに今おっ

しゃられてそう思いました。

それはやっぱり今の建築の行政のほうだけでやるということは、不可能ということなのですかね。指定しないと、それは効果が望めないということなのですか。例えばここにもう今まで何度も建築のほうから、例えばこういうものはどこさなければいけないとか、そういうことを言っているわけではないということなのですか。

建築課長 なぜ改めて指導をするかという理由がなければ、それは動くことはなかなか難しいのではないですか。

委 員 だから、違法だからというので当然それは壊せと言えるのですけれども、なかなか言いにくいというのはそういうことがあるわけですよ。

建築課長 ええ。

委 員 特にやっぱり商業施設だから、そういう違法なもので個人の家よりもより悪質なわけですよ。はっきり言って。もうけているわけですから。そういうことで市民の安全を脅かしているということは、やっぱり行政として毅然たる姿勢で臨まないと、これはほかにもかなり影響する話なので、これはやっぱり選定しないと私はおかしいと思うのです。

委 員 あとは何かこういう、路線は常に何十本も指定できるわけではないですよ。予算等の関係とか。

委 員 人手もありますからね。

委 員 そうですね。そうすると、例えばこの1本がずっと終わらない限りは同じような路線を選定できないということなのか、その他の例えば住宅街の中にある路線とかを次の指定するまでにもものすごい時間がかかってしまって、ということがあるのかとか、そのスパンというのも考えたほうがいいのかなどというふうには思っております。指定して効果が出るまで、いつかそれはわかりませんと、では次も指定しませんということになってくると、やはり効果も出ない、いつかわからないものがあるのに整備していなかったと。そこで緊急事態があったときにすごく人命が損なわれてしまったということになると、ではどうしてそこだったのかという話になると思うので、そういう時間の長さを区切ることは今の段階では難しいのかもしれないのですけれども、やっぱりそういう視点というか、時間の経過と路線の選定の仕方というものというの、念頭に置く必要があるのかなという気はしました。

会 長 重要な視点ですね。来年また3つ、4つといきなり加えるということがない

にせよ、では4つを死守すると。それらが8割、9割いくまでは次はいかないとか、そういうことなのですか。それとも少しずつ予算と人員が増えるのか。それは議会や区長がどう判断するかの問題でしょうけれども。

狭あい道路整備担当課長 初めてのことなのでやってみないと、ということもあるのですが、その進捗に応じて、ずっと4路線のままでいくのか、この4路線をやりながらもうちょっと広げていくのかというところは、取り組みの仕方といいますか、何年か続けていけば多分区のほうもやり方がだんだんわかってくると思いますので、その辺で少しでも加速できていければなというふうには考えているところです。

会 長 答申のどこかに、今回一応3とか4路線だけれども、さらに今後のことにも、非常に微妙な書き方だけれども何か付言しておいたほうがよろしいとは思いますが、それも考えていただくと。

どうぞ。

委 員 この商業地域というか商店街の中で、こういう道路突出の建物は、実は私、別に木造住宅の耐震診断やっているので、道路突出の建物を幾つも見ているのですよ。区は耐震改修のために助成金を出しているのですが、道路に突出している建物には助成金出しませんよという姿勢を持っているわけです。これは当然そうなのですけれど、住んでいるほうの人は「そうだよね。出っ張っているのはわかっているのだけ」と言って、助成金もらえないけれども建物が生きている限り使い続けたいというふうになっている。実は私が関わったのだけで、商店街でもほかにこれではないところ2軒、実際にはそういうふうなものを見ていて、建主さんにも話はしているという状況なのだけれども、やっぱりこれいけないのだよねというのを建物の所有者にきっちり認識させていくというのは、建築行政としてはものすごく大事なところであって、この場で議論する話ではないからあんまり言いたくはないのだけれども、その意味ではこれをとば口にして、建築行政が狭あい道路整備ということをきっかけとして、建築として不適切なものについて口を出していくという姿が見えるというのがすばらしく大事なことのような気がするので、その覚悟を持って拾っていただくというのであれば、大変意義があることのように思いますので。

委 員 おっしゃるように違法建築物だからというだけではなくて、やっぱり安全に関わるようなところは特に重点的にそういう意識を持って、早く壊してくれというふうな圧力をかけるということは、この条例の趣旨からいってもすごく合致していると思いますよ。

会 長

では、この②以外も多少議論したいのですけれども、②が多分皆さんの頭で一番難しいなど、議論があるなということだったと思いますね。

僕自身も〇〇委員が言われたように、熱い路線だと思ったのですけれども、それは同時に、あえてこれを我々に示した区がきっと熱い思いを持っているのではないかなという印象も持ったのですよね。つまり何もできない、こんな難しいのは嫌だというなら最初からきつと出してこなかったろうから、ある種の思いがあるのだなと受け止めていますことと、それからやっぱり建築審査会のほうへも、何か少し進捗した段階でこの話を報告して、若干の議論を、もしこれが選ばれたら、建築審査会でいきなり議論はできないですかね。

委 員
会 長
委 員

建築審査会は、別に議論の対象にはならないでしょうね。

議案ではないけれども。

それと、狭あい道路の拡張の問題というのが、やっぱり道路を拓げることであって、違反建築を何とかしようということとはちょっと話が違うのではないかと。だから〇〇委員がおっしゃるように、やっぱりこれちょっと筋が違うのですよ。これをもって違反建築を何とかしようというのが筋が違うし、もう違反建築なのだから、違反建築に対して正攻法で攻めていくのが本来のやり方だと思うのですよね。だけどその手段があまりないから、今のところ放置されているという状況なのでしょうけれど。

この必要性が高いのか低いのかということも、私もよくわからないのですけれども、耐火建築が商業地域だから結構あるわけですよね。そういうところと木造の住宅地域と、どっちのほうが必要が高いのかなと。木造の住宅に常時24時間住んでいる人の場合と、こういう商業地域で商売だけやっている地域の場合と、どちらが緊急性が高いのか、必要性が高いのか、その辺何とも言えないところがあって。

とにかくこれの目的は、そういう消防自動車が入れるように道路を拓げなければいけないということですから、そういう必要性の高いところがあちこちにあるのであれば、そういうところもやらなければいけないし。

毎年毎年例えば4カ所ずつ指定していくというのだったら、僕もいいなと思っているのですけれど、この4カ所指定して、その後本当に来年はどうするのですかねという。その辺の全然めどが見えないのが、〇〇委員がおっしゃるようにちょっと不安ですよね。どんどん指定してどんどんやっていくのだったら、対象は広げてたくさんやっていったほうがいいと思うのですけれど、その

辺の方針が決まらないのだと、決まるのですか、決まらないのですか。

狭あい道路整備担当課長 先ほどお話ししたとおり、来年度すぐにまた4路線増やすというのはなかなか難しいかなというふうには考えてはおります。

今回、もう10月になりますし、今年度もわずかですので、そういった時間も含めて今回指定するものが今年度中に拡幅が全てできるというのは、難しいところかなと思っています。

ただ、来年度1年かけてどのくらい進められるかというところもあると思いますので、最初ということもありますので、その辺を少し丁寧に、時間がかかってしまうかもしれないですが、進め方含めて、考えていければと思います。

委 員

今、この4つある中では、久我山みたいに道路が長くて、しかも大体出ているのが門だとか塀だとかプランターだとかそういうのが多くて、そうするとそこを指定すれば、かなり成果が出るのではないのかなと思うのですよね。やって良かったなというのがあそこは感じられると思うのですよ。

この②の場合、やってみて良かったなという結果が出るかどうかかなのですよね。もちろん建築主に対して、指定したのだから引っ込めなさいよとか、何とかしなさいよと言うでしょうけれども、〇〇委員おっしゃるようにせっかく建てた建物だから、では急いで取り壊しましょうなんていうことはまず言ってくれないし、そうすると何かどれだけの成果が出るのかなというのは気になりますね。

狭あい道路整備担当課長 効果がすぐに見えるかというとなかなか難しいところではあるかと思うのですが、逆に建物が壊れて建て替わったときには、それこそはっきりした効果が出るような場所ではあるとは思いますが、その効果が発動するまではどうしても時間がかかってしまう路線ではあるというふうには考えています。

委 員

だから、やらなければいけない場所がたくさんあるのだったら、どんどん指定していかなければいけないと思うのですけれども。

会 長

その辺の問題が残ります。

あと候補路線①、③、④も議論したいのですけれども、②もちょっと警察、消防側から見て何か、無理にということではありませんけれども、今までの議論も踏まえて何かご発言があれば承ります。

どうぞ。

委 員

緊急性というお話になって、消防車が入る、入らないというのは、それはま

た緊急性とはちょっと違うので、その辺だけ申し上げておきます。

我々の消防車両、警察の車両もそうでしょうけれども、現場がそこにあるからといって、その道が狭かったら、車両は入っていかないのですね。人間が入っていく方法をとるだけであって。ですので、道路が広ければそれだけ車両が入っていけるということだったら活動が楽になるだけであって、その緊急性に対して、そこまでいければ緊急性が高いとかと、そういう判断はちょっとできかねるのかなというふうに思っています。

会 長 ありがとうございます。ホース1本25メートルでしたっけ。

委 員 20メートルですね。

会 長 20メートルですか。よく我々素人は、その5本までつないでも一応できるのだとか、そういう。

委 員 ポンプ車ですと大体10本は。途中でもう1台入れれば、何本でも中継はできます。

会 長 ありがとうございます。

委 員 私はまだ着任したばかりで、候補路線②のお話、議論をされているようですが、やはり治安上もこういった地域ということで、110番なんかも結構入ったりというのがこの地域の実情でございます。

今回、やはりそもそも原点というのですか、なぜこの狭い道路拡幅に関する協議会が設置をされたかというところで考えてみますと、先ほど〇〇委員がおっしゃったような行政としてのあるべき姿を示すために、あえて難しい課題の②を杉並区は選定をされたと私は思っております。

あと、先ほど副参事がリーディングケースにしたいと。なぜかという、やはりここの地域だけではなくて、杉並区全般的にやはり道路が狭いと。1つこの大仕事を成し遂げて、ほかにも波及効果をしたいのだろうなというのはすごく伝わってくるのですね。委員と言いつつも公の身分がでございますので、個別の話は差し控えさせていただきたいのですけれども、私は杉並区の姿勢を応援したいなという気持ちはあります。

会 長 ありがとうございます。この候補路線②については、今日はこのくらいで。ただ1つだけつけ加えたいのですけれども、非常に技術的な話ですけれども、資料にある写真①のとかほかの写真見ても、もしかすると建築本体はそれほど道路に乗っていないで、その足元のたたきみたいところを階段状にちょっと一段上げてしまって、それで我が土地、我が建物であるかのごとくどこかでそ

ういう工事をしたようにも、例えば写真①の下の一段上がっているところなんかは、そういう気もするのですよね。ですから、支障物件の目に見える「どける」という支障物件以外にも、そういった建築に付随して本来の建築の姿ならたとえその道路に出ている、その軒先の軒下だけはきれいにすれば、本来もうちょっと有効に使える空間があるのかもしれないと、見たときまでそこまで考えなかったですけれども、写真見たらそう思いました。

それと、ここは我々が見たのは一番閑散とした時間帯でしたけれども、それでも自転車の人や乳母車の人や障害を持った人なんか結構歩きにくそうに歩いていたので、せめてもうちょっとここが通りやすいようになると、随分人が東からずっと出てくる場所だったので、そうなるといいなという気はいたしました。

ただ、〇〇委員がおっしゃるように、建築基準法違法建築ということとの兼ね合いをどう整理するかというのは、今日指摘された大事な問題だと思いました。これぐらいにして、あと候補路線①、③、④まとめて、あるいはまとめてというか、そういうまさに住宅地で効果があるだろうという事例としての中で、気がついたことあったらご発言ください。

どうぞ。

委 員 この資料で、まちづくりの計画というのは、これは何に基づいている計画になるのでしょうか。

まちづくり推進課長 これは杉並区の行政計画として作成しておりまして、先ほどご説明をしましたように、区のまちづくり基本方針ですとか、関連する計画、こうしたものを踏まえて策定をしているという状況です。都市計画とは異なります。

委 員 違うのですね。そうすると、そこに「狭あいな生活道路解消」というふうに書いてあるのが、ここだけだということでしたでしょうか。

この前視察したときには、たしか「狭あいな生活道路解消」というふうに具体的に書いてあるまちづくりの計画というのはここしかないというふうに、聞いたのですけれども。

まちづくり推進課長 そうですね。10カ所ほど地区計画を定めたまちづくりやっておりますけれども、具体的に書いたのはここが今回初めてというところかと思えます。

委 員 ここだけですか。わかりました。

会 長 ちょっと候補路線④が出たので思ったのですけれども、大きな生け垣をそろえていると。ただ、厳密に見ると何か7センチか10センチ出っ張っているの

ではないかなというような部分もありましたよね。それを下がってもらくと、生け垣全部を。また、この助成を見ると、それを移植するような費用も出るようにも理解されますけれども、微妙なところもありますね。わざわざその木を傷めてまで、7センチ引っ込んでもらう必要があるのかとか、いや、久我山のところの単なる印象ですよ。

委員 あのと樹木が当たる場所ですか。

会長 そう。非常にきれいに管理してくれている。

狭あい道路整備担当課長 今のお話はこの資料3につづってあります、候補④のところの写真、ちょっと奥で小さいのですが。

会長 そうですね。きれいですよね。厳密に調べてみたら7センチ出っ張っていると、何かそんな印象も、現地歩いていたら、したのですね。

委員 そうですね。言われていましたものね。

会長 ほかに比べてちょっと出てしまっているというような。その辺は運用の問題なのでしょうけれども。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。先ほど会長からお話あったように、樹木の移設費についても、重点整備路線だけではないですけども、移植の費用も助成としてはご用意してありますので、その辺も活用しながらというところではあるかなと思います。

会長 ③の路線、阿佐谷北のほうで、名木に値しそうなものが道路に出ていて、ああいうものはどうですかね。杓子定規にあれを移植したら枯れてしまうおそれも非常に大きいでしょうし、あの木以外は非常に地主さん一生懸命やってくれていると。たとえあそこが出っ張っていても、2メートル少々あれば車はどっかが止まって、あるいは一方通行だったりして厳密な意味での支障は低いから、というような。そういう印象で結構ですから、ほかの路線いかがでしょうかね。

委員 今の④のところの路線の支障というのは、この写真⑨とかの右側のほうの緑のところということですか。どれが支障物件ですか。

会長 もしかしたらこれが道路中心線から2メートル下がっていない、1メートル95センチしか下がっていない可能性もあるという。

委員 ええ、そういうふうには会長がおっしゃられたのはわかったのですが、ここの支障物件というのは主にどこを念頭に支障物件を言っているのでしょうかということなのですか。

狭あい道路整備担当課長 先ほど会長からのお話にもありましたけれども、例えば門が当たっていた

りとかブロック塀が当たっていたりとかというようなケースの多いところではあります。

委員 そうですね。たしか見たときに、門とか塀というのは支障物件ですが、先ほどのプランターとかとは違うので、基本的な支障物件は先ほどの事例にあるような資料2にあったようなもので、あまりこの④の路線というのはそういうのではないと言いながらたしか見ていたような記憶なのですね。皆様のご説明でも。そうすると、支障物件があまりないのならば、指定してもあまりここは効果がないのではないかなと思うのですけれども。

狭あい道路整備担当課長 重点整備路線につきましては、支障物件の解消というところもありますけれども、そもそもが2項道路の拡幅を重点的に進めていく道路ということになっていますので、そういった意味ではその門ですとか塀をセットバックして、道路を拡幅するというところで、重点整備路線としては十分かなと。

なおかつ重点整備路線指定にされますと、先ほど助成についてお話ししましたように、一般の地区ではメーター5,000円の除却費しか出ませんが、除却費については全て、なおかつ築造費もメーター85,000円出るということもありますので、そういった点でメリットがあると考えます。

委員 進むのではないかということ。

狭あい道路整備担当課長 ええ。

委員 だから、これは支障物件か、どうかで、ということではないのですね。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。門ですとか塀については、基本的には建築物となるので、条例では支障物件とは規定しておりません。

委員 わかりました。そうですね。

委員 まだ後退用地ができていないところを、後退してもらおうという働きかけができるということ。そういう効果を期待ということですね。

委員 非常に効果が上がりやすいところだと思うのですよ。門や塀は助成金が出て、撤去できるのですから。

委員 でも、それでこれを選んでいるわけですか。門と塀というのはほかにもいろいろつながって出っ張っているところありますよね。

狭あい道路整備担当課長 こちらの候補の④を選んだのは、門、塀がというところよりは、先ほどからご説明しているとおりに、選定基準の中の「まちづくりに寄与する道路」というところで選んでいるところではあります。なおかつ東西に抜ける道路ということで、東側には都市計画の広い公園が今後整備される予定ですので、

避難路の確保というところで、こちらの路線を選んでいると。

委員

わかりました。

あともう1つ質問なのですけれども、先ほどの狭あい道路の幅員別図。路線の①、③なのですけれども、これ見ると上のほうの今回選定しようとしているところが点々で囲んであるのですけれども、これと例えばその左「阿佐谷北4丁目」と書いてありますよね。この「4丁目」の「目」のところの縦の線、これも結構両方の幅員の大きいところをつないでいるものであるとか、例えば「阿佐谷北2丁目」と字の書いてあるところの「2丁目」の「目」のところのちょっと上あたりを、ちょっと曲がっていますけれどもつながっている道路。ここも大きい幅員4メートル以上のところをつなぐ真ん中あたりの道路なのですけれども、ここよりも今の重点整備路線で選ぼうとしているところのほうが、選定の順位が高くする理由というのは何でしょうか。

狭あい道路整備担当課長

今お話の資料については、資料4のA3の資料の2枚目、狭あい道路幅員別図でございますけれども、阿佐谷北4丁目の「目」の脇の道路については、今回候補として考えているところよりも、幅員がより狭いのは③のほうというところですよ。

委員

狭いところが多いということですかね。

狭あい道路整備担当課長

そうですね。赤色が一番狭くて次がピンクで、というところなのですけれども、この2つを比べてみると、赤い部分、ピンクの部分が高いのは③のほうであるというところで、③のほうを考えているところですよ。

阿佐谷北2丁目の「目」の脇のところの道との比較ですけれども、こちらについても4メートルの道路もつながるような道にはなっておりますが、より狭い道路で赤色の道路が多いのは③でありますし、また全体の延長としても、阿佐谷北2丁目のところよりは③のほうが高いというところもありますので、そういった意味で、拡幅後の効果がより高いところということで、③を選んでいるということですよ。

委員

そういう説明ができるようにしておく必要あるかなと。比較される可能性も当然あるので。わかりました。

副参事

今のところもう1点あるのですけれども、東京都の防災生活道路に指定されたところがあるのですけれども、③のこの路線は、阿佐谷・高円寺周辺地域整備計画図に入っています。その阿佐谷北4丁目の「目」の脇の道路も入っているのですけれども、幅員が広い。阿佐谷北2丁目のほうは入っていないという

ことでも、広域的な計画に合わせたところがあります。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 いいですか。現地行って思ったのですけれども、この写真でもよく出ているのですけれども、電柱ですね。これ典型的な支障物件だと思うのですけれども、車が曲がったり何かするときに電柱が大変邪魔になるのですが、電柱については別に当然相手が大企業ということなのか、助成金が出るわけでもないし。これについてはどういうふうに区としてはお考えなのでしょうか。

狭あい道路整備担当課長 電柱につきましては、道路の公共性の高い占用物件ということもありまして、直接支障物件ではないというふうには考えています。

ただし、支障物件に準ずるものということで、区の実行計画の中でも電柱のセットバックということには触れられておりますので。ただ〇〇委員がおっしゃるように、所有者がNTTであったり東京電力であったりということで、大企業ということもありまして、区のほうで直接助成金なりお金を払って移設をしてもらうということはしておらず、あくまでも依頼、お願いのレベルなのですが、拡幅の整備が終わるごとに、その対象となる電柱についてはその都度その都度、関係事業者に移設の依頼をかけているところです。

委員 地中化すれば一番いいのでしょうけれども、お願いレベルだと現実にはなかなか前へ進まないですよ。

狭あい道路整備担当課長 そうですね。地中化についても区民の方からもお話が出ていたりはするのですけれども、なかなか技術的にも難しいところもありまして、もともと狭い道路ということもありますので、どうしてもおいそれとはできるような状況ではないかなというところです。

会長 重点整備路線にもし指定された中に、道路は拡がっているのだけれども電柱だけ取り残されているというような事例については、「こうこう、こういうことだからぜひとも」という、そういう説得力を、指定すれば持ち得ますね。

狭あい道路整備担当課長 ええ。改めてまたその都度、区として特に力を入れている部分であるので、そういうことを含めて東電、NTTのほうに話をしていくということにはなると思います。

会長 どうぞ。警察、消防からも、全般的でもいいですし、こういう住宅地の路線でもよろしいのですけれども、さらにご意見があれば。

駐車場に使っているというのは、なかったでしたっけ。脇に曲がったところで、ちょっと危ないのがあったりした。

- 委員 駐車場はありましたね。
- 副参事 駐車場というよりは、建物は後退しても車庫に使われているという意味では、資料3、候補③の写真がありますけれども、後退しているだろうと思われるところに車が置かれているという状況です。
- 会長 この辺は現地でも警察の方にご意見いただいたけれども、基本的には車庫証明のときにきちんと測っておるわけだから、ということがあると。だから実際にこれが本当にやり出すとしたら、実際にどうなっていてどういう状況なのかということをしつと協力していただいて、確認しないといけないですね。その上で、それぞれやっぱり持ち主さんの個別の事情もあるわけだろうから、いきなりだめだとも言えない部分をどうほどいていくかという、全体に大変難しい仕事ですけれども。
- 副参事 まずは問題点を指摘させていただくところから。
- 会長 正確な情報に基づいて。
- 副参事 そうですね。
- 委員 感想的に言うと、③の路線、3番目の路線は長くて結構屈曲があって、見通しがあんまりきかない路線ではあるのですよね。その中で出っ張っているところが、特に塀とか樹木とかというのが少しずつでも整理されて、視覚的に広がっていくと効果が上がったよねというのが見えてくる。そういう意味では、この③の路線は働きかけすると何か収穫が大きそうな感じがして、これはぜひ頑張っつってつっていくための、両面ですよ、後退用地に物があるというのではなくて、後退してもらいたいというのも含めて、成果を期待できそうな路線③というのは結構いいなというふうに思いましたね。
- 委員 長いので、私も同じような意見。効果を上げやすい面もあるし、効果が本当に上がるという路線だろうと思うので、これはぜひ頑張っつってつっていただきたいと思います。
- あとそれからこの関係でいうと、先ほど会長おっしゃられたように古い樹木、ここは真ん中あたりなので、そここのところで一方通行になるかもしれないけれども、そこはやはり配慮するというのは、会長おっしゃるように、やっぱりあり得るのではないかなというふうには思いますので、そこは支障物件にしなくてもいいのではないかなと。
- 会長 今のご意見も含めて、地元への働きかけということで、地元、町内会だったりいろいろなのでしょうけれども、久我山には協議会があるわけだけれども、

こういうようなのを仮に重点整備路線として、という議論がなされているけれども、というような地元からの意見を、代表者の意見になるかもしれませんが、個々の個別の該当者ではなくて、それを何うようなことは可能でしょうかね。

狭あい道路整備担当課長　そうですね。実際に重点整備路線として指定して進めていくには、地域の方のご協力が必要なわけですので、その辺につきましては、どういう考えをお持ちなのかというところで住民の方のご意見を吸い上げて、ということは可能です。

会　長　　個別の該当者の意見はいきなりは無理だから、そうすると町会との関係の方なんかからヒアリングしてみるということですかね。

副参事　　少なくともその程度は、町会とか、個別の方に聞くというのものもあるかとも思います。説明会をやってもいいかなと思っていますけれども、次回までにはそのご意見をもう少し集約しておきたいと思います。

会　長　　やや建前の意見が述べられるかもしれませんが、今までのいきさつからして。ただ、そういう機会もあった上で答申を出すというのは、悪いことではないですよ。

さて、その他の路線選定について意見ございませんか。

では、ここの路線をどうするという事は次回最終的に議論していただくとしても、答申というのはやっぱり2ページか3ページの文章になって。

狭あい道路整備担当課長　そうですね。答申については5回目皆さんに集まっていたいただいてお話をするか、それともその案をそれぞれお送りさせていただいて、ご意見いただくかというようなことについては、またご相談をさせていただきたいと思えます。

会　長　　あとで次回の日程を決めなければいけないけれども、次回4回目のときも答申案そのものではなくていいけれども、多少何か骨子的なものを出してもらわないと、また今日の議論をまたゼロから繰り返すおそれがありますね。

狭あい道路整備担当課長　では、粗いたたき台をお示しさせていただければ。

会　長　　ええ。多少目が粗くても、逆にそのほうが意見を言いやすいです。ただ何かたたき台がないと。というような進め方でよろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局にお返ししますけれども、今のことも踏まえてどうしたらいいか。

狭あい道路整備担当課長　ご審議いただきましてありがとうございます。次回、今日のご意見踏まえ

まして、答申のたたき台ということでお示しをさせていただきたいと思えます。

追加の資料でこういう資料があったほうがというのがもし今の話のほかであれば、ご提案いただければと思います。

会 長 今日出たのは、その選定理由をこの書類の答申資料的なものとして簡潔に整理していただきたいということですね。我々の印象も含めて。

狭あい道路整備担当課長 はい。合わせて、近隣の意見、住民の方の意見をお示しをさせていただきたいと思えます。

それでは、次回の日程でございますけれども、皆さんからのご予定踏まえて、会場の都合があつて大変申しわけないのですが、こちらから今ご提案をさせていただきますので、ご都合が悪い方いらしたら、申しわけないのですがお申し出ください。

(以下、日程調整)

狭あい道路整備担当課長 では、11月7日の月曜日の10時からということをお願いしたいと思います。会場につきましてはまた別途お知らせをいたします。

それと確認なのですが、本日高井戸警察署、それから荻窪消防署からご出席いただいておりますけれども、次回にご出席いただきますか。

会 長 委員として委嘱されるということですか。

狭あい道路整備担当課長 委嘱ということではなくて、委員以外の出席者ということでご意見をいただく、今日のような立場でご出席をもう一度いただくかどうかなのですが、いかがでしょうか。

会 長 なるほど。もちろんそちらのご意向が第一だけれども、可能ならば皆さんに出ていただくのはよろしいとは思うのですけれども。

委 員 内容になるとは思うのですけれども、候補路線④の久我山3丁目というところが、ちょうど高井戸警察署の管内にございまして、①から③は杉並なのですが、その上でご判断いただければと思いますけれども。

狭あい道路整備担当課長 今のところ候補としては、久我山の候補④を含めて、ということではよろしいですかね。

会 長 そうですね。それで議論させていただきます。

狭あい道路整備担当課長 はい。そうしましたら、お二人ご都合はよろしいですか。お忙しいところ大変申しわけないのですけれども。

会 長 では、すみません。ご無理願うこととなりますけれども。

狭あい道路整備担当課長 では、次回またお二人のご出席も賜るということで、11月7日の10時というところでよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、事務局からは以上になりますので、次回11月7日というところでよろしくお願ひいたします。

会 長 ありがとうございます。

それでは各委員から特にご意見がなければ、閉会とさせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

— 了 —